

第5章 環境保全のための措置

本事業では、選定した環境影響評価項目について、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置は、表 5-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境保全のための措置

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 環境保全のための措置 |
|----------|--------|--|
| 地球環境 | 温室効果ガス | <p>施設の稼働 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法及び川崎市条例に則り、必要発電容量を確保できるよう、太陽光発電設備を設置する。 ・施設で使用するエネルギー機器（空調機器、給湯機器等）は、エネルギー効率の良いものを採用するように努める。 ・照明器具はすべて LED 化する。 ・計画建物の外壁や屋根には断熱性をもつ部材を使用し、建築物の断熱性を高める。 ・冷暖房設備は、可能な限り温暖化係数が低い冷媒を使用しているものを採用する。 ・計画建物内は可能な限り設定温度等を定めて、過度な冷房・暖房を控える。 ・従業員の通勤にあたっては公共交通機関を利用する。 ・適切に空調設備の維持管理を行うことで、冷媒を適切に管理する。 |
| 大 気 | 大気質 | <p>建設機械の稼働 (工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・建設機械の運転者に対して工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリング、空ふかし等を防止する。 ・定期的に建設機械の整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による排出ガス除去性能の低下を防止する。 ・適切な施工計画により建設機械の集中的な稼働を抑制する。 ・効率的な配備や運転操作を実施して排出ガスの低減に努める。 ・散水やシートの展張により、埃や砂塵の飛散を防止する。 |

表 5-1(2) 環境保全のための措置

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 環境保全のための措置 |
|----------|--------------------------|---|
| 大 気 | 大気質 工事用車両の走行 (工事中) | <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両は可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。また、工事用車両については、「川崎市公害防止等の生活環境の保全に関する条例」に準拠して、環境に配慮した運搬制度「エコ運搬制度」を導入し、エコドライブの実施や、より低公害・低燃費車両の使用について運搬業者に要請する。 工事用車両の運転者に対して工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリングや加減速等を防止する。 定期的に工事用車両の整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による排出ガス除去性能の低下を防止する。 適切な施工計画により工事用車両の集中的な稼働を抑制する。 車両の退出の際には必要に応じてタイヤ洗浄を行い、周辺道路の汚損防止をするとともに、道路清掃を適宜行う。 |
| | 悪 臭 施設の稼働 (供用時) | <ul style="list-style-type: none"> 悪臭が発生する塗装作業場において、局所排気設備を設置し、屋上から排気する。 定期的に処理設備の整備、点検を行い、整備不良・劣化等による排気機能の低下を防止する。 将来的な抜本策として、悪臭物質を使用しない製品構造及び材質へ変更する方針である。 |
| 土壤汚染 | 土壤汚染 工事の影響 (工事中) | <p>施設の建設に先立ち実施した土壤調査において、汚染土壤が確認された場合には、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画地の場外に搬出する土壤は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬に際しては「汚染土壤の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守する。 場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じる。 場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壤処理業者に委託し、適正に処理する。 汚染土壤の搬出を行う場合はシートで被う等の運搬に関する基準を順守する。 汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。 |

表 5-1(3) 環境保全のための措置

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 環境保全のための措置 |
|------------|-------------------|---|
| 騒音・振動・低周波音 | 騒音 | <p>建設機械の稼働 (工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の際は仮囲い（鋼板製：高さ 2m 程度）を設置し、遮蔽効果により周辺地域への騒音発生の防止に努める。 建設機械は可能な限り最新の低騒音型機械を使用する。 極力騒音の影響が小さい工法を採用する。 建設機械の運転者に対して工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリング、空ふかし等を防止する。 定期的に建設機械の整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による騒音の増加を防止する。 適切な施工計画により建設機械の集中的な稼働を抑制する。 |
| | 工事用車両の走行 (工事中) | <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の運転者に対して工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリングや加減速等を防止する。 定期的に工事用車両の整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による騒音の増加を防止する。 適切な施工計画により工事用車両の集中的な稼働を抑制する。 |
| | 施設の稼働 (供用時) | <ul style="list-style-type: none"> 空気圧縮機等の騒音を発生する機械を配置する部屋は、吸音処理を施す。 空気圧縮機等の騒音を発生する機械は、スチール扉を使用した部屋へ隔離し、他のエリアに騒音が漏れないよう区画をする。 屋外に設置する設備機器は、可能な限り川崎製造所の敷地境界から離れた場所に配置する。 必要に応じて遮音機能があるルーバーを設置する等の防音対策を講じる。 設備機器については、定期的に整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による騒音の増加を防止する。 |
| | 振動 | <p>建設機械の稼働 (工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 極力振動の影響が小さい工法を採用する。 建設機械の運転者に対して工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリング、空ふかし等を防止する。 定期的に建設機械の整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による振動の増加を防止する。 適切な施工計画により建設機械の集中的な稼働を抑制する。 |

表 5-1(4) 環境保全のための措置

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 環境保全のための措置 |
|------------|--------|---|
| 騒音・振動・低周波音 | 振動 | <p>工事用車両の走行 (工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の運転者に対して工事管理業者による指導を実施し、不要なアイドリングや加減速等を防止する。 定期的に工事用車両の整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による振動の増加を防止する。 適切な運行計画により工事用車両の集中的な稼働を抑制する。 |
| | | <p>施設の稼働 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて防振ゴムを設置する等の防振対策を講じる。 設備機器については、定期的に整備及び点検を実施し、整備不良・劣化等による振動の増加を防止する。 |
| | 低周波音 | <p>施設の稼働 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 低周波を発生する機器（空気圧縮機）は、室内に設置する。 空気圧縮機等の低周波音を発生する機械を配置する部屋は、吸音処理を施す。 空気圧縮機等の低周波音を発生する機械は、スチール扉を使用した部屋へ隔離し、他のエリアに騒音が漏れないよう区画をする。 低周波を発生する機器は可能な限り川崎製造所の敷地境界から離れた場所に配置する。 |
| 廃棄物等 | 一般廃棄物 | <p>施設の稼働 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙類、段ボール等の古紙等資源物は再生業者に委託し資源化する。 廃棄物保管施設を設け、許可業者、古紙業者による収集・運搬及び川崎市等により適切に処理されるよう廃棄物を分別する。 廃棄物保管施設は飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の施設とする。 従業員に対して、掲示物等により廃棄物の発生抑制及び資源化の推進を促す啓発活動を行う。 |
| | 産業廃棄物 | <p>工事の影響 (工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的に発生を抑制する。 建設資材等について、再生品や再利用が可能な材料の使用に努め、資源の有効利用の推進を図る。 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいて適正にリサイクルを行うとともに「廃棄物処理法」に基づいて適正に処理及び処分を行う。 工事中に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な収集・運搬及び処分を行う。 産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。 |

表 5-1(5) 環境保全のための措置

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 環境保全のための措置 |
|----------|---------|---|
| 廃棄物等 | 廃棄物 | <p>施設の稼働 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設を設け、都道府県知事等の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理する。 ・廃棄物保管施設は飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の施設とする。 ・廃棄物保管施設において、掲示物等により資源化の推進を促す啓発活動を行う。 |
| | 建設発生土 | <p>工事の影響 (工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土は、施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋戻し土等として再利用する。 ・場外へ搬出する建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、適正に処理・処分を行う。 ・再利用が困難な建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理する。 ・計画地内及び周辺道路への散水及び清掃を適切に実施し、粉じん等の発生及び拡散を抑制する。 ・場内で仮置き等を行う場合や運搬時は、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じ、粉じん等の発生及び拡散を抑制する。 |
| 緑 | 緑の質 | <p>緑の回復育成 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽にあたっては、立地条件を考慮して必要に応じて耐潮性、耐風性、耐陰性を有する樹種を選定する。 ・良質な客土を用いて基盤の充実に努める。その際、必要となる有効土層厚を上回る土壤量を確保する。 ・維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定・刈り込み、除草・草刈り、病虫害防除、灌水等を実施し、樹木の健全な育成を図る。 ・栄養不足に由来すると思われる生育不良が確認された場合は、必要に応じて施肥を行う。 ・高木、中木、低木及び地被植物を適切に組み合わせる等、多様な緑の創出を図る。 ・開花や結実の美しい樹木など季節が感じられる樹種を選定する。 |
| | 緑の量 | <p>緑の回復育成 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木、中木、低木及び地被植物を適切に組み合わせる等、多様な緑の創出を図る。 ・維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定・刈り込み、除草・草刈り、病虫害防除、灌水等を実施し、樹木の健全な育成を図る。 ・樹物枯死や生育不良が確認された場合には、補植等の措置を講じる。 |
| 構造物の影響 | テレビ受信障害 | <p>建築物等の存在 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に起因するテレビ受信障害が発生したことが明らかになった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分に協議し、必要な対策を実施する。 ・テレビ電波受信障害について、問合せがあつた場合は、その原因を確認する。 |

表 5-1(6) 環境保全のための措置

| 環境影響評価項目 | 環境影響要因 | 環境保全のための措置 |
|----------|----------------|---|
| 地域交通 | 交通安全、交通混雑 | <p>工事用車両の走行 (工事中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の運転者には、安全運転や路上駐車の禁止など交通規制に関する指導を行い、一般車両と歩行者の安全確保を図る。 ・工事用車両の待機場所を工事区域内に確保する計画とする。 ・適切な施工計画により、工事用車両の集中的な稼働を抑制する。 ・中央門から一般国道 132 号までの夜光 5 号について、歩行者保護のポストコーン設置に加え、注意喚起看板を設置し、歩行者の安全確保に努める。 ・注意喚起看板は、歩行者向けと車両運転者向けの 2 種類を、視認性の高い位置に設置する。 ・一般国道 132 号に関し、交通状況を定期的に確認し、工事用車両による渋滞の発生が確認された場合は、工事用車両の搬出入時間の調整、必要に応じ地域の方への情報提供を行う。 |
| 安 全 | 火災、爆発、化学物質の漏洩等 | <p>施設の稼働 (供用時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保のための組織体制を継続して維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、従業員に対する教育・訓練を徹底する。 ・火災、爆発や化学物質の漏洩が生じないように、法規制や基準等に基づく適正な設備への対策を行う。 ・将来的な抜本策として、危険物を使用しない製品構造および材質へ変更する方針である。 |